**平成２３年（フ）第６２５２号**
大阪府摂津市鳥飼新町１丁目７番32号
債務者　鈴本　香里
1　決定年月日時　平成23年９月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２３年（フ）第６２７８号**
大阪府摂津市鳥飼新町２丁目２番12号
債務者　小谷　勝
1　決定年月日時　平成23年９月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２３年（フ）第６２８１号**
大阪府枚方市三矢町５番18―406号
債務者　赤松以久子
1　決定年月日時　平成23年９月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２３年（フ）第６２８５号**
大阪府八尾市山本町北７丁目１番２―503号
債務者　柏木　優騎
1　決定年月日時　平成23年９月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２３年（フ）第６２８７号**
大阪府摂津市東別府４丁目８番19―105号、前住所大阪府摂津市南別府町９番１―1007号
債務者　山本　容子
1　決定年月日時　平成23年９月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２３年（フ）第６２９２号**
大阪府門真市岸和田２丁目３番34―506号
債務者　宮本　優香
1　決定年月日時　平成23年９月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２３年（フ）第６２９４号**
大阪府寝屋川市三井が丘２丁目１番13―207号
債務者　下浦　勇
1　決定年月日時　平成23年９月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２３年（フ）第６２９５号**
大阪府寝屋川市三井が丘２丁目１番13―207号
債務者　下浦　惇子
1　決定年月日時　平成23年９月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２３年（フ）第６３００号**
大阪府東大阪市若江西新町２丁目６番25号セントラルハイツ石田501号
債務者　村上　眞弓
1　決定年月日時　平成23年９月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２３年（フ）第６３０５号**
大阪市港区三先１丁目17番３―210号
債務者　二見　秀樹
1　決定年月日時　平成23年９月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２３年（フ）第６３０７号**
大阪府豊中市庄本町２丁目８番３号
債務者　山本さおり（旧姓岩松）
1　決定年月日時　平成23年９月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２３年（フ）第６３１０号**
大阪府東大阪市荒川２丁目11番３号
債務者　吉田　博美
1　決定年月日時　平成23年９月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２３年（フ）第６３１１号**
大阪市西区新町２丁目３―13―406、住民票上の住所大阪市西区北堀江２丁目２番28号1002
債務者　山下　陽子
1　決定年月日時　平成23年９月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２３年（フ）第４４３号**
兵庫県姫路市網干区興浜54番地、住民票上の住所兵庫県姫路市飾磨区今在家７丁目18番地４
債務者　長澤　良成
1　決定年月日時　平成23年９月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月９日まで
神戸地方裁判所姫路支部

**平成２３年（フ）第４７２号**
兵庫県赤穂郡上郡町岩木甲139番地30
債務者　小林　一恵
1　決定年月日時　平成23年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月９日まで
神戸地方裁判所姫路支部

**平成２３年（フ）第４８６号**
兵庫県高砂市春日野町４番35―306号
債務者　高橋　正和
1　決定年月日時　平成23年９月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月９日まで
神戸地方裁判所姫路支部

**平成２３年（フ）第４９１号**
兵庫県加古川市平岡町土山296番地　中田アパート２Ｆ南
債務者　田中　裕子（旧姓池田）
1　決定年月日時　平成23年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月９日まで
神戸地方裁判所姫路支部

**平成２３年（フ）第４９６号**
兵庫県姫路市奥山405番地４
債務者　元田　雅博
1　決定年月日時　平成23年９月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月９日まで
神戸地方裁判所姫路支部